

九州大学海外オフィス規程

平成16年度九大規程第137号
施行：平成16年4月1日
最終改正：令和3年3月30日
(令和2年度九大規程第85号)

(趣旨)

第1条 この規程は、海外の大学、企業等との共同研究等の促進及び支援、海外における学術情報の発信及び収集等を行うために九州大学（以下「本学」という。）が諸外国に開設する九州大学海外オフィス（以下「海外オフィス」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 海外オフィスの位置は、次の表のとおりとする。

名 称	国・地域名（都市名等）
ソウルオフィス	大韓民国（ソウル）
北京オフィス	中華人民共和国（北京）
ワシントンD. C. オフィス	アメリカ合衆国（ワシントンD. C.）
カイロオフィス	エジプト（カイロ）
ハノイオフィス	ベトナム（ハノイ）
台北オフィス	台湾（台北）
ストックホルム・リエゾンオフィス	スウェーデン（ストックホルム）

(所長)

第3条 海外オフィスに所長を置き、本学の職員又は学外の有識者のうちから、総長が指名又は委嘱する者をもって充てる。

2 所長は、海外オフィスの業務を掌理する。

(海外コーディネータ)

第4条 海外オフィスの業務を円滑に行うために総長が必要と認めた場合は、海外オフィスに海外コーディネータを置くことができる。

2 海外コーディネータの職務等については、九州大学海外コーディネータ規程（平成16年度九大規程第135号）に定めるところによる。

(事務)

第5条 海外オフィスに関する事務は、事務局各課等の協力を得て、国際部国際企画課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度規程第78号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度規程第135号）

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成20年度規程第104号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度規程第70号）

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成21年度規程第75号）

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規程第9号）

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第38号）

この規程は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（令和元年度九大規程第7号）

この規程は、令和元年5月21日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第85号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。